

一般社団法人滋賀県畜産振興協会の執行体制（H29年度）

県の支援体制

参与、指導員の委嘱（技術等の支援）
※知事の兼職承認

総会（31団体）	・定款に定める事項
理事会（理事12名以上18名以内） （監事3名）	・定款に定める事項
会長	・会長、副会長職務権限規程に定める事項
副会長（2名）	・会長、副会長職務権限規程に定める事項
専務理事（兼）事務局長（常勤）	・日常運營業務の処理・事務局事務の処理
常務理事	・畜産生産振興業務の処理
事務局長代理	・事務局長事務の一部代行処理

参与	畜産課長
----	------

畜産課	
総括指導員 参事（兼）生産衛生・耕畜連携係長 指導員（課長推薦）	○委嘱事務の処理 ・主要施策の連絡調整 ・技術支援の総括 ・分室業務の連絡調整

近江八幡分室 （家畜保健衛生所内）	
総括指導員（次長） 指導員（所長推薦）	○委嘱事務の処理 ・家畜畜産物衛生指導事業 ・家畜登録業務（登録審査等） ・乳用牛群検定事業

事業推進部（担当部長4名）		
経営安定担当部長 （本）事務局長代理	公1	近江牛等子牛生産安定事業
	公2	近江牛等経営安定対策事業 近江牛等助成事業
生産振興担当部長	公3	養豚経営安定対策委託事業 畜特資金推進指導事業 畜産生産基盤育成強化事業 畜産クラスター事業
	公4	酪農経営安定対策補完事業 新酪農対策事業
	公5	家畜改良対策事業
家畜防疫担当部長	公6	家畜防疫体制確保対策事業
畜産団体担当部長 （本）常務理事		畜産生産団体活動支援対策事業

日野分室 （畜産技術振興センター内）	
総括指導員（次長） 指導員（所長推薦）	○委嘱事務の処理 ・家畜登録業務（登録審査等） ・肉用牛産肉能力平準化促進事業

嘱託職員（2名） 臨時職員（3名、うち2名は日野分室）

